

地方財政審議会第23回地方公務員共済組合分科会 議事要旨

1 日時

平成27年6月26日(金) 13:00~13:50

2 場所

総務省10階共用会議室2

3 出席者(敬称略)

委員	神野 直彦	地方財政審議会委員(分科会長)
	鎌田 司	地方財政審議会委員
	小山登志雄	地方財政審議会委員
特別委員	高山 憲之	一橋大学名誉教授(座長)
	松本 英昭	地方公務員共済組合協議会会長
	河野 栄	地方職員共済組合理事長
	縄田 修	警察職員生活協同組合理事長
	須藤 幹子	福島県教育庁福利課長
	田中 浩二	全日本自治団体労働組合総合労働局長
	渡邊 春彦	日本教職員組合中央執行委員
	重田 晃子	警視庁警務部給与課

4 議事概要

<審議事項>

(1) 地方公務員等共済組合法施行令等の改正案について

- ・ 事務局から、資料1の説明があった。

これについて、次のような質問・意見が出された。

- ・ 政令の内容等についてはかなりの分量になるものと思われるが、組合の業務のためにも早めの内容の周知をお願いしたい。

→ 組合・連合会とも相談しながら、ある程度内容が決まったものから適宜情報提供に努めていきたい。

- ・ 経過的長期給付組合積立金等に関して、旧職域部分については、今後、保険料等の収入がない閉鎖型の年金であることから、将来受給することとなる組合員の給付水準の維持のためにも、運用方法については保守的な方法でお願いしたい。

→ 政令は運用することができる資産を規定するものであり、その点で厚生年金保険給付組合積立金等、退職等年金給付組合積立金等と同じ範囲としている。

具体の運用については、それぞれの積立金に係る年金の特性も踏まえながら、政令で定めた対象資産の範囲内で安全かつ効率的な方法により、管理及び運用していくべきものとする。

- ・ 経過的長期給付組合積立金等について、最終的に残余が生じた場合はどのような取扱いとなるのか。

→ 具体的な取扱いについては決まっていない。

<報告事項>

(1) 年金払い退職給付に係る主な数理設計について

- ・ 事務局から、資料2の説明があった。

これについて、次のような意見が出された。

- ・ 年金払い退職給付に係る具体的な取扱いや経過的措置等については、組合員の中でもまだ十分な理解が進んでいないものと思われる。組合員に対して、十分な周知をお願いしたい。

→ 適切に取り組んでまいりたい。

以 上